令和　８ 年度　　実施設計書

審査　設計者

工事番号
（設計書コード）　３８－ＦＥ２５０－１３－０１－２６

建設工事名　令和８年度（防安）市道平島東部線（平島）舗装長寿命化工事

路線河川名　市道平島東部線　　建設工事箇所　藤枝市　平島　地内

建設工事金額

工　　期　令和　９年　３月２９日限り

建設工事概要

施工延長	270	m
舗装打換え工	2050	m2
区画線工	1	式

歩掛・単価適用年度　令和　８年　１０月　　基本単価　令和　８年　１０月　　地区コード　２２０ 地区

起　終　点　指　定　　⇔

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

位置図

1/10,000

焼津市

工事施工箇所

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
本工事費					
- 舗装工事	式	1			
-- 道路土工	式	1			
--- 掘削工	式	1			
---- 掘削	m3	700			SP　1号表　数量コードMT
--- 残土処理工	式	1			
---- 残土運搬・処分 第3種建設発生土	m3	700			M0005 第　1号表　数量コードMT
-- 舗装打換え工	式	1			
--- 舗装準備工	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 不陸整正	m2	2,050			SP　3号表　数量コードAs1
--- アスファルト舗装工	式	1			
---- 下層路盤（車道・路肩部）	m2	2,050			SP　4号表　数量コードAs1
---- 上層路盤（車道・路肩部）	m2	2,050			SP　5号表　数量コードAs1
---- 表層（車道・路肩部）	m2	2,050			SP　6号表　数量コードAs1
--- 防草対策工	式	1			
---- L型止水テープ貼付け工 厚3mm、高さ50mm、底板幅25mm	m	531			M0002 第　2号表　数量コードLST
-- 区画線工	式	1			
--- 区画線工	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 区画線設置［溶融式手動］ 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白	m	580			第 3号表　数量コードW15
---- 区画線設置［溶融式手動］ 破線 15cm 塗布厚1.5mm 白	m	210			第 4号表　数量コードC15
---- 区画線設置［溶融式手動］ ゼブラ 45cm 塗布厚1.5mm 白	m	57			第 5号表　数量コードW45
---- 区画線設置［溶融式手動］ 矢印・記号・文字 15cm換算 塗布厚1.5mm 白	m	56			第 6号表　数量コードKW
---- 区画線設置［溶融式手動］ 矢印・記号・文字 15cm換算 塗布厚1.5mm 黄 鉛・クロムフリー	m	47			第 7号表　数量コードKY
-- 構造物撤去工	式	1			
--- 構造物取壊し工	式	1			
---- 舗装版破砕	m2	2,050			SP 7号表　数量コードAH
---- アスファルト殻運搬・処分	m3	226			M0003 第 8号表　数量コードAHG

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 舗装版切断	m	310			SP　9号表　数量コードAHC M0006
---- アスファルトカッター汚泥運搬・処理	式	1			第　9号表
-- 仮設工	式	1			
--- 交通管理工	式	1			
---- 交通誘導警備員	式	1			第　11号表
直接工事費計					
工種区分　No. 6　舗装工事					
共通仮設費　(一般交通影響有り (2) - 1)	式	1			
共通仮設費計					

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
純工事費計					
現場管理費　　(一般交通影響有り (2) - 1)	式	1			
工事原価計					
一般管理費等　　(金銭的保証を必要とする)	式	1			
工事価格計					
消費税相当額	式	1			
請負工事費					

舗装工

数 量 計 算 表

測点間距離　20 m

測点	中間点	距離(m)	コ メ ン ト	As1 舗装 数 量	平均値	面積（１１）
16	+10.00	0.00		6.28		
17	+0.00	10.00		5.98	6.130	61.300
18	+0.00	20.00		5.76	5.870	117.400
19	+0.00	20.00		6.17	5.970	119.400
20	+0.00	20.00		7.53	6.850	137.000
21	+0.00	20.00		8.06	7.800	156.000
22	+0.00	20.00		7.68	7.870	157.400
23	+0.00	20.00		7.63	7.660	153.200
24	+0.00	20.00		7.48	7.560	151.200
25	+0.00	20.00		9.56	8.520	170.400
26	+0.00	20.00		8.58	9.070	181.400
27	+0.00	20.00		7.96	8.270	165.400
28	+0.00	20.00		8.24	8.100	162.000
29	+0.00	20.00		8.16	8.200	164.000
30	+0.00	20.00		7.35	7.760	155.200
合	計	270.00		(As1)		2,051.300

延　長　計　算　表

数　量　計　算　名　称	コード	起　点 測　点	起　点 中間点	終　点 測　点	終　点 中間点	数　量(m)
施工延長	L(04)	16	+10.00	30	+0.00	270.00
測点間距離　20 m						
合　計						270.00

道路土工

数　量　調　整　表

数量調整表優先

名　　称	コード	計　　算　　式
機械掘削	ＭＴ　（０６）	＝　As1 ＊ 0.34 ＝　2051.3 ＊ 0.34 ＝　697.440

L型止水テープ

数　量　調　整　表

数量調整表優先

名　　称	コード	計　　算　　式
L型止水テープ	ＬＳＴ　（０２）	＝　530.6 ＝　530.600

区画線工

数　量　調　整　表

数量調整表優先

名　　称	コード	計　　算　　式
実線15白	Ｗ１５　（０８）	＝　575.1
		＝　575.100

破線	Ｃ１５　（０８）	＝　211.5
		＝　211.500

ゼブラ45	Ｗ４５　（０８）	＝　57.0
		＝　57.000

記号白	ＫＷ　（０８）	＝　56.4
		＝　56.400

記号黄	ＫＹ　（０８）	＝　47.4
		＝　47.400

取壊し

数　量　調　整　表

数量調整表優先

名　　称	コード	計　　算　　式
舗装版破砕	ＡＨ　（１１）	＝　As1 ＝　2051.3 ＝　2,051.300 ----------
アスファルト殻	ＡＨＧ　（０２）	＝　AH * 0.11 ＝　2051.3 * 0.11 ＝　225.640 ----------
As舗装版切断	ＡＨＣ　（０８）	＝　307.1 ＝　307.100 ----------
Asカッター汚泥	ＡＨＤ　（０３）	＝　AHC * 0.023 * 0.11 ＝　307.1 * 0.023 * 0.11 ＝　0.780

M0005

残土運搬・処分
第3種建設発生土

第　1号表

金　　円　　100 m3 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
土砂等運搬	m3	100			SP　2号表
残土処分費 処分地：大河原事業(株)（島田市身成）	m3	120			
計					
単価	m3				

1,#等：諸経費等対象額

M0002　　L型止水テープ貼付け工
厚3mm、高さ50mm、底板幅25mm　　第　2号表

金　　円　　100 m当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				1
普通作業員	人				1
L型止水テープ 厚3mm 高50mm 底板長25mm	m	102			
プライマー（L型止水テープ） 切削断面用	L	3.15			
諸雑費	%				
計					
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

区画線設置［溶融式手動］ 実線 15ｃｍ
塗布厚1．5ｍｍ 白

第 3号表

金　　円　　1000 ｍ当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線工（区画線設置工 ［溶融式（手動）］） 昼間単価 供用区間 実線 15cm 時間的制約 無 機･労	m	1,000			1 標準単価（基本額）［合計金額対象外］
補正後標準単価	m	1,000			
路面表示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融 ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ含有量15-18% 白 比重2.0	kg	570			2
道路用塗料 ガラスビーズ JIS R3301 0.106-0.850mm	kg	25			2
接着用プライマー 区画線用 色- 比重0.9	kg	25			2
軽油 パトロール給油	l	47			2
諸雑費	%				
計（合計金額対象外は除く）					

1,#等:諸経費等対象額

第　3号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

区画線設置［溶融式手動］ 破線 15ｃｍ
塗布厚1．5ｍｍ 白

第 4号表

金　　円　　1000 ｍ当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線工（区画線設置工 ［溶融式（手動）］） 昼間単価 供用区間 破線 15cm 時間的制約 無 機･労	m	1，000			1 標準単価（基本額）［合計金額対象外］
補正後標準単価	m	1，000			
路面表示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融 ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ含有量15－18% 白 比重2.0	kg	570			2
道路用塗料 ガラスビーズ JIS R3301 0.106－0.850mm	kg	25			2
接着用プライマー 区画線用 色－ 比重0.9	kg	25			2
軽油 パトロール給油	l	52			2
諸雑費	%				
計（合計金額対象外は除く）					

1,#等:諸経費等対象額

第　4号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

区画線設置［溶融式手動］ ゼブラ 45cm
塗布厚1．5mm 白

第　5号表

金　　円　　1000 m当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線工（区画線設置工 ［溶融式（手動）］） 昼間単価 供用区間 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 時間的制約 無 機･労	m	1，000			1 標準単価（基本額）［合計金額対象外］
補正後標準単価	m	1，000			
路面表示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融 ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ含有量15－18% 白 比重2.0	kg	1，700			2
道路用塗料 ガラスビーズ JIS R3301 0.106－0.850mm	kg	75			2
接着用プライマー 区画線用 色－ 比重0.9	kg	75			2
軽油 パトロール給油	l	106			2
諸雑費	%				
計（合計金額対象外は除く）					

1，#等：諸経費等対象額

第　5号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

区画線設置［溶融式手動］ 矢印･記号･文字 15cm換算
塗布厚1．5mm 白

第 6号表

金　　円　　1000 m当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線工（区画線設置工 ［溶融式（手動）］） 昼間単価 供用区間 矢印･記号･文字 15cm換算 時間的制約 無 機･労	m	1,000			1 標準単価（基本額）［合計金額対象外］
補正後標準単価	m	1,000			
路面表示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融 ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ含有量15-18% 白 比重2.0	kg	570			2
道路用塗料 ガラスビーズ JIS R3301 0.106-0.850mm	kg	25			2
接着用プライマー 区画線用 色- 比重0.9	kg	25			2
軽油 パトロール給油	l	116			2
諸雑費	%				
計（合計金額対象外は除く）					

1,#等:諸経費等対象額

第　6号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

区画線設置［溶融式手動］ 矢印・記号・文字 15cm換算
塗布厚1．5mm 黄 鉛・クロムフリー　　第 7号表

金　　円　　1000 m当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線工（区画線設置工 ［溶融式（手動）］） 昼間単価 供用区間 矢印・記号・文字 15cm換算 時間的制約 無 機・労	m	1,000			1 標準単価（基本額）［合計金額対象外］
補正後標準単価	m	1,000			
路面表示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融 鉛・ｸﾛﾑﾌﾘｰ ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ含有量15-18% 黄 比重2.0	kg	570			2
道路用塗料 ガラスビーズ JIS R3301 0.106-0.850mm	kg	25			2
接着用プライマー 区画線用 色- 比重0.9	kg	25			2
軽油 パトロール給油	l	116			2
諸雑費	%				
計（合計金額対象外は除く）					

1,#等:諸経費等対象額

第　7号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

M0003　　アスファルト殻運搬・処分

第　8号表

金　　円　　100 m3 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
殻運搬	m3	100			SP　8号表
処分費（アスファルト殻） 処分地：セイエン商事(株)（藤枝市稲川）	m3	100			
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

M0006　　アスファルトカッター汚泥運搬・処理

第　9号表

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
トラック運搬（DID区間あり） 運搬距離：25．3km以下	台	1			第　10号表
処分費（アスファルトカッター汚泥） 処分地：マーセリサイクル(株)　麻機工場（静岡市葵区北）	m3	0．8			数量コードAHD
計					

1,#等：諸経費等対象額

トラック運搬（DID区間あり）
運搬距離：25．3km以下　　第　10号表

金　　円　　1 台当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
トラック運転 2t積	時間				
諸 雑 費	式	1			
計					

1,#等：諸経費等対象額

交通誘導警備員

第　11号表

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員B	人	132			44日、3人
計					

1,#等:諸経費等対象額

施　工　パ　ッ　ケ　ー　ジ　区　分　一　覧　表

名　　称	内　　容	
掘削	土質＝土砂，施工方法＝上記以外（小規模），施工数量＝標準 ＊土砂の種類＝土砂（砂・砂質土）	SP　１号表
土砂等運搬	土砂等発生現場＝標準，積込機種・規格＝バックホウ　バケット容量０．４５ｍ３，土質＝土砂（岩塊・玉石混り土含む），ＤＩＤ区間の有無＝有り，運搬距離＝２８．５ｋｍ以下	SP　２号表
不陸整正	補足材料の有無＝無し	SP　３号表
下層路盤（車道・路肩部）	施工区分＝２層施工，材料＝路盤材　選択 ＊全仕上り厚＝２５０ｍｍ，＆路盤材規格＝再生下層路盤材　４０－０	SP　４号表
上層路盤（車道・路肩部）	材料＝粒度調整砕石　選択，施工区分＝１層施工 ＊全仕上り厚＝１５０ｍｍ，＆路盤材規格＝粒度調整砕石（Ｍ－３０）	SP　５号表
表層（車道・路肩部）	平均幅員＝３．０ｍ超，材料＝密粒度アスコン　選択，瀝青材料種類＝プライムコート　選択 ＆アスコン規格＝密粒度アスコン（１３）　Ａ配合，＊１層当り平均仕上り厚＝５０ｍｍ，＆瀝青材料規格＝プライムコート　ＰＫ－３	SP　６号表
舗装版破砕	舗装版種別＝アスファルト舗装版，障害等の有無＝無し，騒音振動対策＝不要，舗装版厚＝１５ｃｍ以下，積込作業の有無＝有り	SP　７号表
殻運搬	殻発生作業＝舗装版破砕，積込工法区分＝機械積込（騒音対策不要，舗装版厚１５ｃｍ以下），ＤＩＤ区間の有無＝有り，運搬距離（ｋｍ）＝３．５ｋｍ以下	SP　８号表
舗装版切断	舗装版種別＝アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚＝１５ｃｍ以下	SP　９号表

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１０条第１項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成２８年３月１１日藤枝市長決定）第２条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第３条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

情報共有システム（ＡＳＰ）の活用に関する特記仕様書

第１条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第２条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　（最新版）

（国土交通省）

・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　営繕工事編　（最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部　整備課施設評価室）

第３条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第４条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第１条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第２条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第３条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第４条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で２部提出する。
なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第５条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第１条　遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第２条　遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第３条　受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（１）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（２）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第４条　遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（１）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（２）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（３）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（４）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第５条　受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

（１）受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
（２）発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
（３）利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

（費用）
第６条　受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

交通誘導員の配置に関する特記仕様書（標準）

（交通誘導員の設計計上数量）

第１条　本工事の施工に際しては、設計書に計上した交通誘導員の人員を配置する。なお、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

（安全対策）

第２条　受注者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

２　受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

３　受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

（その他）

第３条　交通誘導員は、原則、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号一部改正平成 16 年法律第 50 号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

２　現場代理人は、交通誘導員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

３　現場代理人は、交通誘導員の点呼を取り、交通誘導員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

４　現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導員を適正に配置するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書

（適用）

第１条　本特記仕様書は、受注者が熱中症対策に資する現場管理費率の補正を希望する場合に、受発注者間協議により適用することができる。

（用語の定義）

第２条　この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

⑴　真夏日　日最高気温が３０℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

⑵　工期　工事着手日から工事完了日前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。ただし、当該機関に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月又は９月を含む工事では夏季休暇分として３日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

⑶　真夏日率　工事着手日から工事完了日までの期間（以下「工事期間」という）中の真夏日を工期で除した割合をいう。なお、真夏日率の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

※小数点以下第３位を四捨五入し、小数点第２位止めとする。

⑷　補正値　真夏日率に補正係数を乗じた値をいう。なお、補正値の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】補正値（％）＝真夏日率×補正係数

※補正係数は１．２とする。

※真夏日率及び補正値は、小数点以下第３位を四捨五入して、小数点第２位止めとする。

（気温の計測方法等）

第３条　受注者は工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。なお、気温の計測方法は次のとおりとする。

⑴　計測方法　工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。ＷＢＧＴを用いる場合は、ＷＢＧＴが２５℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温を用いる。

ただし、森林工事においては工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温のみを適用することとする。また、これによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に

基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法で得られた気温の計測結果を用いることもできる。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

⑵　気温の補正方法　気温の補正は森林工事のみに適用するものとし、（１）で得られた気温の計測結果（工事現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】補正後の気温（℃）＝気温（℃）―標高差（ｍ）×0.6／100（ｍ）

※補正後の気温は、小数点第２位四捨五入１位止めとする。

ただし、標高差（ｍ）＝工事現場の標高（ｍ）―計測箇所の標高（ｍ）」

（気温計の設置高さがわかる場合は、計測箇所の標高に加算すること）

※標高差の値は、小数点第１位四捨五入整数止めとする。

（計測結果の報告方法）

第４条　計測結果の報告方法は次のとおりとする。

受注者は監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正値を算出し、真夏日率等算定表（第１号様式）を発注者に提出するものとする。

第１号様式　　令和　　年　　月　　日

真夏日率等算定表

工事名：

受注者：

現場代理人：

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。

項目	細目	数量　　単位	備考
工期：	工事着手日		
	計測完了日		
	工事中止期間等	日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等
	工期	日	①
真夏日（暑さ指数）：		日	②　算出根拠から自動出力
真夏日率：			＝真夏日②÷工期①
補正値：		%	＝真夏日率×1.2

※黄色ハッチ部を記入
※マニュアルを参照すること
※自動で出力される値は参考である。

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1　本工事は、中東情勢の変化等に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について、通常の調達に要する費用を超えて追加的に必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更の対象とする工事である。

2　調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材であって、中東情勢の変化等に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより調達が困難となっているものとし、受発注者間の協議により決定する。

3　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となることが見込まれる場合は、当該資材を調達する前に、調達検討資材に関する協議書（様式１）及び別途調達経費の予定額を確認できる見積書その他必要な資料を監督員に提出し、協議しなければならない。

ただし、迅速な対応が必要であり、事前に書面を提出することが困難な場合は、口頭、ファクシミリ又は電子メール等により協議することができる。この場合、受注者は、事後、遅滞なく様式１及び必要な資料を提出しなければならない。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

⑴　設計図書に定める資材を調達できず、代替資材を調達した場合

⑵　設計図書に定める資材を調達するため、流通経路を見直したことにより、別途調達経費が必要となった場合

⑶　設計図書に定める資材を調達したが、流通状況を踏まえた別途調達経費が必要となった場合

4　受注者は、調達検討資材の調達後、調達検討資材に関する実施報告書（様式２）及び別途調達経費の内容を確認できる証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出しなければならない。証明書類は、資材名、調達時期、購入数量、購入単価等が記載された取引伝票、見積書、請求書等とする。

5　受注者は、代替資材を調達しようとする場合は、当該代替資材を調達する前に、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満たしていることを確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出しなければならない。

6　発注者は、受注者から提出された様式１、様式２、証明書類その他必要な資料により、妥当性を確認できた別途調達経費について、設計変更の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用、第３項に定める協議を行わずに調達したことにより妥当性を確認できない費用その他発注者が合理的な費用であることを確認できないものは、設計変更の対象としない。

7　調達検討資材の調達方法の変更等に伴い工期の変更が必要となる場合は、受発注者間で協議の上、必要な変更を行うものとする。

8　本特記仕様書に基づき設計変更の対象とした費用は、藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）に基づく請負代金額の変更に係る算定の対象としない。

地　下　埋　設　物　調　書

（　令和8年度（防安）市道平島東部線（平島）舗装長寿命化工事　）

埋設物	埋設状況			管理者	
	縦方向	横方向	特殊箇所	市	管理側
水道管	D(K)φ100　土被り1.20m Vφ75　土被り1.20m	Vφ75　土被り1.20m	消火栓有 給水管有 ※要立会い	承	上水道課 纐纈
ガス管	ポリエチレン管　中間圧 φ50　土被り0.9m ポリエチレン管　低圧 φ50　土被り0.9m 鋼管　低圧 φ50　土被り0.9m	引込管　低圧 ポリエチレン管　φ30	ガスのピットあり	承	東海ガス㈱ 谷野
大井川広域水道企業団	地下埋設物確認図により無いことを確認した。			承	
大井川土地改良区	地下埋設物確認図により無いことを確認した。			承	
NTTケーブル	地下埋設物管理者に無いことを確認した。			承	NDS㈱
中部電力ケーブル	地下埋設物管理者に無いことを確認した。			承	中部電力パワーグリッド㈱
下水道管	地下埋設物管理者に無いことを確認した。			承	下水道課 田中

